

## パブリックコメント手続の流れ

市が計画や条例の原案を策定

### ※パブリックコメントの対象

(1)市の基本構想、施策の基本方針、計画策定及び改定

(2)市政基本方針を定める条例制定又は改廃案の策定

(3)市民に義務を課し、権利を制限する条例及び制度の

制定又は改廃案策定

(4)大規模施設の建設に係る事業計画の策定及び改定

(5)その他市長が必要と認めるもの

パブリックコメント手続の実施を事前に予告

(広報及びホームページに掲載)

計画や条例の案を公表し、それに対する意見を市民から募集（1月程度の期間）

(担当課窓口・ホームページ)

市民等が意見を提出

(担当課窓口・郵送・FAX・電子メール)

市が提出された意見を個々に検討し、市の考え方を取りまとめる

市が提出された意見を考慮して計画や条例などの最終案を決定

市が提出された意見の概要と市の考え方及び決定した計画・条例を公表

議会の議決を要する条例等は議会へ提案

政策決定・条例施行

# フローチャート

